

第 2 4 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和元年 7 月 1 2 日開会

令和元年 7 月 1 2 日閉会

米沢市農業委員会

令和元年7月12日（金）午前9時30分 米沢市農業委員会第24回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員（19名）

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員（なし）

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目崎 秀也
農 地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について  |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |

開 会 午前9時30分

目崎補佐 ご苦労さまです。

ただいまから第24回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、5番 樋渡委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

大変何かとお忙しいところ、総会に出席していただきまして大変ありがとうございます。ここ数日、本当に寒いというか、朝晩、特に寒くて大変な気候だなと思っております。稲作初め、野菜等に被害が出なければいいなと思っている次第であります。けさの農協の新聞を見ますと、野菜の価格が低迷しているというような記事が出ておりました。こういった天候も影響しているのではないかなとこう思っているところであります。そして、東京のほうも大変天気が悪くて雨降りだったりして寒いというようなことで、消費のほうも停滞しているというようなことでございます。そういったことで、なかなか毎年順調な年はないんだなと思っているところであります。去年は名古屋のほうで研修に行ってから雨降りだったわけですが、その後ずっと今度は暑くて大変な天気だったなということで、今、江口委員ともしやべったところではありますが、しかし、長期予報を見ますと7月の後半からは、下旬ころからは天気がよくなるというようなことでありますので、そういったことで期待したいと思えます。

昨日、ここの役所の市庁舎の起工式というか安全祈願祭が行われまして、私も出席させていただいたわけですが、新しい庁舎が2年後にはできるというようなことでありますが、予算は46億円ということでございます。そして、建物を壊す等に30億くらいかかるというようなことで、注視したいと思えます。大変な我々の税金であったり、国からの補助もあるわけではありますが、そういったことで事業が始まるというようなことでございます。しかし、そういったことで庁舎も新しくなって令和の時代にふさわしい庁舎ができると思えますので、期待をしていただきたいと思います。きょうは総会でありますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

目崎補佐 ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が務めることになっております。伊藤会長、よろし

くお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第24回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、15番 大橋久芳委員、16番 山王堂民榮委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありますか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正などはございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

ないようですので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告いたします。

受理番号12号から13号の2件で、田6筆 663.91㎡、畑1筆 284.00㎡、合計7筆 947.91㎡です。

受理番号12号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和56年6月ごろです。申請理由は、昭和56年に建物を建築し、現在も宅地として利用しているためです。

受理番号13号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は平成8年ごろです。申請理由は、平成8年ごろから農地として利用しておらず、現在は原野となっているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

**瀧口主査** (挙手)  
**議 長** 瀧口主査。  
**瀧口主査** 報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。  
 1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和元年6月12日に行われた第23回米沢市農業委員会定例総会で審議された農地法第5条第1項の案件について、受理番号18号及び19号は一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会にかかわるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付と同日許可が原則であり、答申書を下記の日付で受理したことから、同日付で許可いたしました。5条 受理番号18号 事業者 ○○○○、19号 事業者 ○○○○、どちらも○○○○の建設の事業となります。許可日 令和元年6月19日。  
 以上、よろしく申し上げます。  
**議 長** ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
**全 委 員** なし。  
**議 長** ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。  
 続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。  
**永峯主査** (挙手)  
**議 長** 永峯主査。  
**永峯主査** 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。  
 受理番号15号から17号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ16筆 11,698㎡、合計も同様です。  
 受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
 受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
 受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。  
 以上、ご審議よろしくお願いたします。  
**議 長** ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。  
議長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号31号から41号の計11件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田14筆 19,879㎡、畑15筆 6,904㎡、合計29筆 26,783㎡です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号39号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号40号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号41号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
1 2 番  
議 長  
1 2 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

私より31番、39、40、41番を報告させていただきます。

31番は、○○○○、○○の中に○○○○の飛び地が結構あるところがございます。河川が氾濫して飛び地が結構できたところで、○○○○さん、△△さんは親子でございます。△△さんは私の同級生でございます、農業を営んでおると。それで、経営移譲年金の受給のためということで、確認をとって会ってきました。間違いありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

39、40、41、○○さん、△△さん、○○さんと△△△△さんでございます。ここは、地番を見てわかるとおり続いております。畑と田んぼになっておりますが、○○さんが売買したいということで、ついでに△△さん、○○さんも使っていない土地なもので、売買したいということでしたので問題ないと思ひれます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

32号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番。

4番 遠藤です。

私のほうから、32番について調査報告をします。

渡人、受人については、△△さんは今現在デントコーンを作っております、問題のない方ではありますが、場所については○○○○ということで、我々が研修をしたデントコーン畑の団地の一部分にあるところで、もう既にデントコーンを作って利用しておりますけれども、今回○○○○さん、大分年もとってきたということで、少し自宅からも離れているので売買をしたいという案件であります。それで、8日の日に現地確認と、両方からお伺いをしてきまして、問題はない案件だと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
8 番  
議 長  
8 番

33号。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。



33号につきまして、報告申し上げます。

7月6日の日、〇〇〇〇さんにお会いをしまして、お話を伺ってきました。〇〇さんの息子さんが△△君でありまして、さっきの18条で解約になったものをこのたび息子さんのほうに直すというようなことであります。△△君も〇〇〇〇を経営をしております、一生懸命農業をやっている方です。許可相当と思われますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長  
16番  
議 長  
16番

34号。

(山王堂民衆委員 挙手)

16番。

16番 山王堂です。

議案第2号、受理番号34、36、37、38について調査結果を報告します。

農地を使用貸借する申請です。貸人、借人の地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は7月8日に申請人宅で申請人より行いました。主な申請地は、〇〇〇〇にあります。借人が新規就農するということで、農業委員と最適化推進委員で農地を探したところ、合計5,332㎡を貸していただくことになりました。

34号についてはソバを作るということで、35号、36号もソバ、37号もソバ、38号は来年はホップを作るということです。ことしは小麦を作るということで、これによって農作業の効率化に支障が生じることもなく、ことしは小麦ということで、来年はホップだからまた調査しなくちゃなんないかなと思うんですけども、問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
10番  
議 長  
10番

35号。

(古畑功一委員 挙手)

10番。

10番 古畑です。

議案第2号、受理番号35番についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示等は議案書のとおりです。貸人が〇〇さんで、借人が△△△さんということで、△△さんは去年新規就農で入った方です。〇〇さんが高齢でして、余り作れないということで、△△さんがそこにアスパラを作りたいということでしたので、現地を確認したところ、まだ着工していませんけれども作るということです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号31号から41号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号31号から41号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による自己所有農地の転用申請について、受理番号2号の1件となります。地目につきましては、田のみ5筆 2,922㎡、合計も同様に2,922㎡となります。

申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（2棟20世帯）の建設のためです。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。それでは、受理番号2号を上程いたします。

9番 (上村貞義委員 挙手)

議長 9番。

9番 9番 上村です。

2号について、調査結果を報告いたします。

申請人の○○さんは、○○○○にお住まいの方であります。自宅から近くの○○○○にある本人所有の田なんです、ここにアパートを建設したいということで、転用の許可の申請であります。○○さんと今月に入ってから2度ほどお会いしまして話をいろいろ伺っては来たんですが、○○さんも高齢になってきて、今将来のためといいますか、安定した収入が欲しいというようなこともありまして、アパート経営といいますかアパートを建設したいということでもありました。周辺なんです、住宅地だったり田んぼといいますか水田を耕作されてあるんですが、周辺の方の同意も得ておりますので、これは問題ないと思います。肝心の場所になりますが、ちょっと添付の地図をごらんいただくとわかるんですが、地図の右上、斜めに走っているのが○○の○○○○です。ちょうど申請地の○○○○を挟んで向かい側あたりに○○○○がある、そんな位置関係です。周辺の同意も得ていますし、その

他周辺の排水、そういったものも問題ないようですので、許可相当と思いまして判断しました。もちろん、事前着工等ありませんのでよろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいまの受理番号2号について、意見並びに質問はありませんか。

では、私から聞いてよろしいですか。ドッグラン用地というのは、舗装するんですか。下は芝とか、形状はどういうふうになるんですか。

9番 (上村貞義委員 挙手)

議長 上村委員。

9番

計画書があるんですが、ドッグラン用地として327㎡ばかり計画されています。敷地に沿って建物が2棟横並びに建つというような格好です。南側といえますか、地図の下側が駐車場、あと上側に建物とそういったドッグラン用地、通路、そういったものになると思うのですが、ドッグラン用地が舗装になるかどうかまでは確認していませんので、その辺もし必要でしたら確認をとってまいります。

議長 事務局わかれば。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査

こちらの4条の許可申請の際に代理人の行政書士の方が提出された際に、ちょっと内容のほうを私のほうでお聞きしましたので、その内容をご説明させていただきます。

ドッグラン用地につきましては、周囲に柵をめぐらせまして、ペットが逃げないような形と。あとは地面については、芝で計画は立てているというようなことでした。

以上です。

議長 済みません、ありがとうございました。

そのほかございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号2号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議長 瀧口主査。

瀧口主査

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号21号から22号の計2件で、田1筆 677㎡、畑4筆 499㎡、合計5筆 1,176㎡となります。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由はアパート（2棟12世帯）の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は介護施設の建設です。こちらは1種農地で、公益性が高いと認められる事業です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。それでは、受理番号21号から22号を上程いたします。

17番

(大野澤進委員 挙手)

議長

17番。

17番

17番 大野澤です。

議第4号、受理番号21号の調査結果を報告いたします。

去る7月7日、午前8時に渡人の○○さん宅を訪れまして、話を聞いてきました。申請地は位置図にありますけれども、21番です。ここは○○○○の○○○○のちょうど○○側にあります。その前の道路が○○号線、旧道でありませけれども、その場所であります。4年ほど前までは△△さんのほうに貸しておったそうですけれども、その農地の場所が国道沿いから見ても結構低い落差のある土地で、水はけも余りよくないというようなことで耕作が大変だということで、返されたというかそういうことになったそうです。

この農地を受人の△△さんとはちょっと話ができませんでしたけれども、行政書士の井上さんに7月7日9時ごろ電話で確認しました。△△さんは自営業というようなことになっておりますけれども、自営業っていろいろあるんですけれども、自営業って何をやっている方なんですかということで尋ねましたら、鉄筋屋さんをやっているという井上さんの話でありました。○○さんの要望というようなこともありまして、△△さんが購入してアパート、2棟を建設したいということでありました。事前着工等もありませんでした。何の問題もないのかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長

22号。

2番

(小関善隆委員 挙手)

議長

2番。

2 番

2番 小関です。

22号についてのご説明でございます。

7月8日の日にその介護施設を運営している△△△△とありますけれども、その代表の方に会って話を聞いてまいりました。地図をごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、まっすぐ道があるというのが〇〇号線になります。そこに〇〇〇〇とありますけれども、その向かいあたりにちょうどなりますけれども、そこに介護施設ありますけれども、その続きでその右側、ここにまた介護施設を建設したいというようなことでありました。その斜線の部分が〇〇〇〇さんの土地になりますけれども、〇〇さんについては、前にここでなくてこの空白、〇〇会社がありますけれども、そのあたりに家があって、農協職員、知っている人はいると思っておりますけれども、職員でちょっと脳梗塞をやって、それから〇〇市というか〇〇のほうに今は住んでいるという方でありまして、現地におりません。その方の土地であります。その白地の部分については、前にここに家が建っていて、今はありませんけれども宅地になっているみたいです。そしてその間、駐車場と施設の間に水路がありまして、それが上のほうのちょうど農地がありますけれども、こちらのほうに流れているというようなことで、地元の土地改良のほうと話をして、その右手のほう、この水路を右手のほうにコの字型に新しく作って流すというようなことに計画をしているということでありました。ということで、その水路をなくしてここを一体的に利用するというふうなことでありました。事前着工もなく問題ないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

それでは、ただいまの受理番号21号から22号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号21号から22号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

議第5号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号1号から2号までの計2件です。内訳に関しましては、賃借権の移

転が1件、貸借権の再設定が1件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ4筆、6,255㎡、合計も同様です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸借権の移転、○○○○分です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による再設定です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、受理番号1号から2号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議題についての審議は終了しましたが、その他皆さんから何かございませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないようですので、以上で本日の第24回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

閉 会 　　午前10時10分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年7月12日（金）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

大橋 久芳

議事録署名委員

山王堂 民榮